

条例施行規則様式第26号(第46条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 30 日

長野県知事 阿部守一 様

提出者

住 所 千曲市大字杭瀬下175番地

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏 名 株式会社 石井工務所
代表取締役 石井英嗣

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-272-2271

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 石井工務所
事業場の所在地	千曲市大字杭瀬下175番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	完成工事高9.6億円 (完成工事高5.3億円)
③従業員数	18名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙当社計画書参照

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙当社計画書参照

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙当社計画書参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙当社計画書参照

①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

	【目標】 別紙当社計画書参照
--	----------------

②計画	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月

株式会社 石井工務所

— 目 次 —

1. 事業概要	1
2. 計画期間	3
3. 管理体制	4
4. 管理方針	5
5. 廃棄物処理対策	7
6. 関連推進事項	13

1. 事業概要

(1) 資本金及び従業員数

資本金

3,000万円

従業員数

18名

完成工事高（元請負額）

9.6億円（5.3億円）

(2) 事業所概要

①事業内容

- 当事業場では、県内の各作業現場に関する業務を統括管理している。
- 当事業場では建築部門においては公共建築物や一般住宅などの新築及び改修工事を取り扱っている。また、土木部門においては公共土木工事及び舗装工事を主に取り扱っている。
- 工事内訳は、部門別完成工事高でみると、建築部門が60%、土木部門が40%となっている。

表1 建設工事元請負実績（令和4年4月～令和5年3月の工事等実績）

	工事区分	工事件数	元請け完成工事高(千円)
建築工事部門	非木造新築・増築	4	201,000
	非木造解体	0	0
	木造新築・増築	1	54,000
	木造解体	1	4,000
土木工事部門	改良（道路）	2	92,000
	舗装（道路）	1	10,000
	上・工水道	2	103,000
	構造物	1	36,000
	一般土工	2	30,000

②本社と作業所の業務

- 本社の業務は、工事の設計、入札、契約、作業所の監督、作業所員の任命、行政への届出事務等である。
- 作業所の業務は、施工図面の作成、工事計画の策定、業者の選定と契約、近隣との作業調整、作業の監督等であり、作業所責任者は元請負人を代理する立場にあり、廃棄物処理の管理責任がある。一作業所は社員1名から4名程度の規模である。

③事業展望

令和4年度の社会経済情勢は、コロナ禍に端を発した供給の制約や資源価格の高騰により世界的な規模でインフレ圧力が強まり、半導体などの海外製造拠点が閉鎖されまた鉄骨など主要建設関連資材は納期の遅れにとどまらず未達製品が多くなってきた。

ロシアのウクライナ侵攻に象徴されるように、EUなど自由主義陣営も含めた国々も内憂を外患にすり替えるような様相のもと複雑に絡み合う外敵要因も相まって、社会経済とも混迷を極めている。また相次ぐ気候変動による災害や全国で頻発する地震などコロナの終焉を見据えつつある中での発生はさらに対応の困難さを際立たせている。経済のファンダメンタルズとしての石油価格もコロナウィルスの混乱だけでなくウクライナ情勢や中東産油国などの思惑から暴騰しておりこれまでの経験則が通用しない状態となっている。かつてのリーマンショック時における経済指標がよく引用されているが、信用不安のリーマンショックと実体経済の短時間での大規模な崩壊縮小という現況を比較することはもはや無意味である。

このような経済産業構造のスクラップアンドビルトにより、建設業界においても旧来の工場等の建築物、設備等の解体、廃棄が進んでおり、危険性の高い産業廃棄物の増加も予想される。このため適正な廃棄物処理とそれにかかるコスト縮減も視野に入れ、産業廃棄物の減量化及びリサイクルを積極的に進める。数期を通じての特異事項として、プラスチック類の輸出規制により廃プラスチックのリサイクルが困難となっており、最終処分としての埋め立てあるいは焼却となってしまい処分費用も高騰している。また専門工事業者の不足から生じる建設コストの増加や未熟練の労務者の流入などによるコンプライアンスの低下などについても、短期・長期的な建設行政の方針等も踏まえ対応していく。

(3) 連絡先

〒387-0011

長野県千曲市杭瀬下175番地

株式会社 石井工務所

担当 石井邦彦 電話番号 026-272-2271

2. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3ヶ年とし、必要に応じて改訂する。

前期間の実績を踏まえ今期間の目標を設定し前年度の実績に応じて毎年目標を設定する。

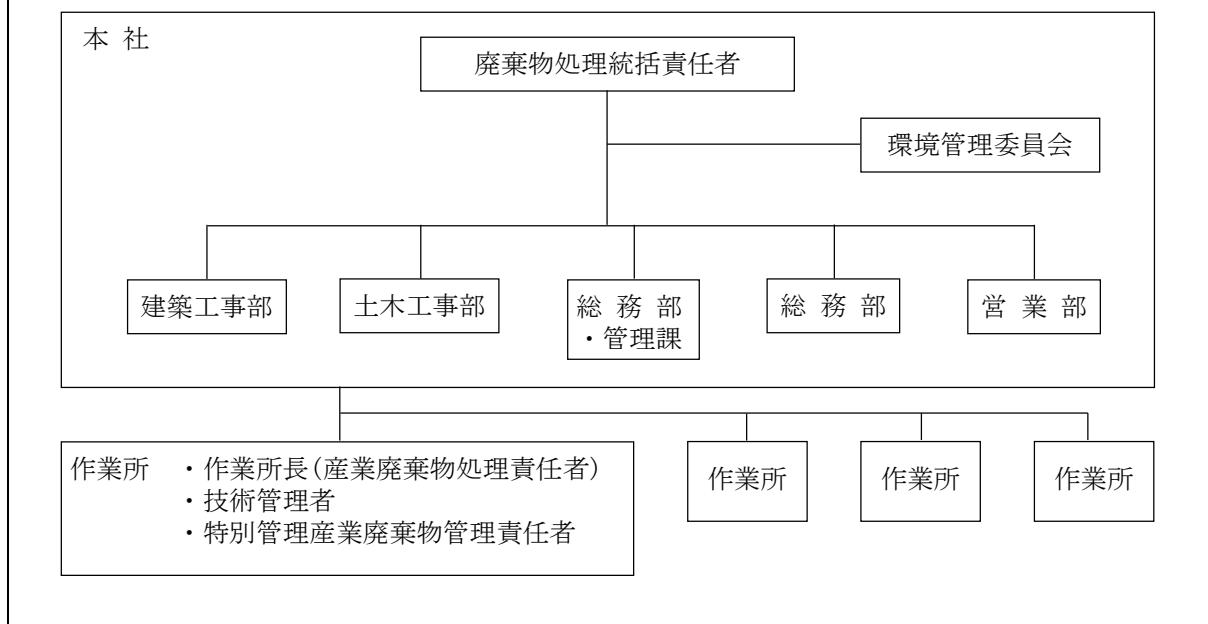
29年度から2年度の4ヵ年の中期目標は、総量の抑制については受注工種、工事高等の違いによりばらつきもあったが、抑制の実績は顕著でありほぼ目標を達成している。また重点管理目標としている減量化・再資源化についても、25年度では再資源化についてほぼ100%（99.9%）を達成しており、廃プラスチックなどの処分方法が変更となった直近3年も96%以上となっている。

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者	職・氏名：代表取締役社長 石井英嗣
廃棄物担当	組織名：総務部管理課 組織人数：2名
役割	環境管理委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用（再使用・再生利用・熱回収）、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－社長 ・委員－関連部署部課長、各作業所長 ・事務局－総務部管理課
	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



4. 管理方針

(1) 廃棄物処理

①法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。

②排出事業者の処理責任

産業廃棄物の処理責任が自らにあることを十分に認識するとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法等の関係法令に関する趣旨を作業員に対しても周知することにより、産業廃棄物に関する主体的取り組みを促進する。

また、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から最終処分に至るまでマニフェストにより確認し、適正に管理する。

さらに、下請業者の廃棄物の排出は元請業者が排出事業者となることから、排出事業者として処理責任を果たす。

③目標の設定

発生量の抑制、減量化、循環利用の推進、最終処分量の削減について、数値目標及びその達成期間を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

④廃棄物処理の取り組み

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

ア：発生抑制（※1）

- ・設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。

イ：循環利用（※2）（再使用（※3）、再生利用（※4）、熱回収（※5））

- ・作業所内で資材を繰り返し利用する。

- ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。

- ・廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。

- ・建設リサイクル法及びその基本方針に基づき分別解体を実施し、建設資材の再資源化を図ることにより埋立処分量の削減を図る。

ウ：減量化（※6）

- ・汚泥の脱水を行うなど中間処理を推進する。

エ：その他

- ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

- ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

- ・事務所からの紙ごみは、「コピー紙」「新聞・雑誌類」「感熱紙」等に分別し、古紙リサイクルを徹底する。

（※1）原材料等の効率的な利用等により、産業廃棄物の発生を抑制すること。

- (※2) 発生した産業廃棄物を再使用、再生利用及び熱回収すること。
- (※3) 発生した産業廃棄物のうち有用なものをそのまま使用したり、他の製品や部品として使用すること。
- (※4) 発生した産業廃棄物を中間処理して再生し、原材料として利用すること。
- (※5) 発生した産業廃棄物をそのまま燃焼し、熱エネルギーとして回収すること。
- (※6) 発生した産業廃棄物を脱水、乾燥、焼却等の中間処理により減量すること。

⑤教育・研修等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業員等に定期的に教育、研修等を行う。

⑥情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

(2) 環境全般

『環境と調和』を経営の重要な課題の一つとしてとらえ、環境の継続的な改善を推進する。

- ①環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境の改善に努める。
- ②当事業場の環境に関する対策として、次のことを推進する。
 - ア. 地球温暖化防止のための省エネルギーを推進する。
 - イ. 環境汚染防止と資源の有効利用をめざし、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。
 - ウ. 建築にあたっては、主要資材や建築物が廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。
- ③環境保全活動の推進、環境汚染の防止及びその他の環境負荷の低減に努める。
- ④環境、安全に関する啓発活動を積極的に行い、各従業員の環境意識の高揚を図るとともに、情報公開などにより地域住民の理解を深めるように努める。
- ⑤長野県 SDGs 推進企業登録を行い趣旨に沿って活動をしている。

5. 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物処理の現状

①当事業場が管轄する作業所から排出される産業廃棄物排出量（基準量）は完成請負工事高百万円当り 3.5 t /年である。受注した工事の工種により差異はあるが、過去 5 年の平均である。

②令和 4 年度の産業廃棄物の排出・処理状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物処理の課題などを以下に示す。

表3 産業廃棄物の種類別排出・処理状況（令和 4 年度実績）

廃棄物の品目	性 状	排出量（基準量） (t／年)	処理方法 —凡例— (再):再生利用 (中):中間処理 (最):最終処分 ①:自己処理 ●:委託処理
(a) 廃プラスチック類	固形状	8.22	再資源化(破碎・選別) (再)●0.88 t (最)● 7.34 t
(b) 金属くず	固形状	1.60	再資源化(破碎・選別) (再)●1.60 t 全量再生
(c) ガラスくず及び陶磁器くず	固形状	3.67	●全量最終処分 (最)● 3.67 t
(d) がれき類 コンクリートくず	固形状	50.1	骨材化(破碎・選別) (再)●50.1 t 全量再生
(e) がれき類 アスファルトくず	固形状	518.5	骨材化(破碎・選別) (再)●518.5 t 全量再生
(f) 汚泥（推進残土）	泥 状	0.00	
(g) 木くず	固形状	39.50 (g1)	再資源化(破碎・選別) 補助燃料バイオ原料(再)●22.40 t (最)● 17.10 t
		0.00 (g2)	
(h) 紙くず	固形状	0.24	●全量最終処分 (最)● 0.24 t
(i) 繊維くず	固形状	0.61	●全量最終処分 (最)● 0.61 t
(j) 廃石綿等 〔特別管理産業廃棄物〕	固形状	0.00	
(k) 混合廃棄物他	固形状	29.33	再資源化(選別) (再)●23.08 t (最)● 6.25 t
合 計		651.77	616.56 t (再利用) 35.21 t

図1 産業廃棄物の処理フロー（令和4年度実績）

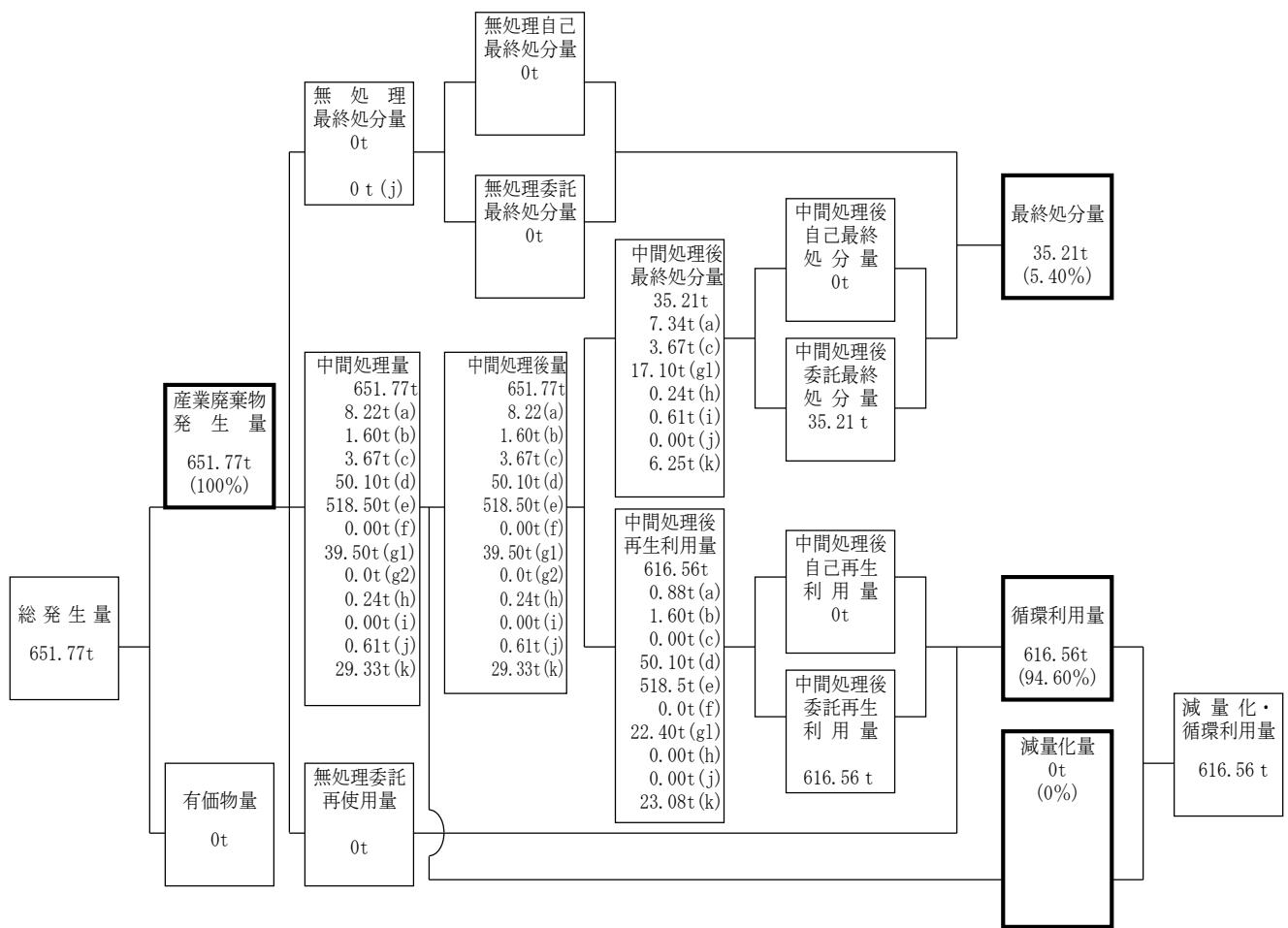


表4 産業廃棄物処理の内訳(令4年度実績)

発生量	651.77	(100.0%) 注)
循環利用	616.56	(94.60%)
減量化	0	(0.00%)
最終処分	35.21	(5.40%)

(単位: t /年)

注) () は構成比

表5 産業廃棄物の種類別処理

(a) 廃プラスチック類	・委託先業者は現在全量埋め立て処分となっている。再資源化の可能な処分委託先を検討している。
(b) 金属くず	・異物等が付着した鉄材等においても、破碎選別処理され再生利用されている。
(c) ガラスくず及び陶磁器くず	・分別を徹底し再利用化を図っている。
(d) がれき類 コンクリートくず	・排出量の全量が破碎選別処理により再生利用されている。
(e) がれき類 アスファルトくず	・排出量の全量が道路材等に再生利用されている。
(f) 汚泥	・建設汚泥は脱水による中間処理後再生利用されている。(今期なし)
(g) 木くず	・分別後チップ化によりほ40%が補助燃料・バイオ基材として再生利用されているが、残りについては焼却又は埋立処分されている。
(h) 紙くず	・分別後再利用され、一部は補助燃料とされていたが、今期は全量処分。
混合廃棄物	・混合廃棄物はコンクリートくず及びガラス・陶磁器くずが8割、木くずが大部分で分別を徹底した。

表6 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	・廃棄物の発生抑制を考慮していない設計がある（官公庁発注も含む）。 ・材料を予定使用数量よりも数パーセント多く調達しており、余剰材が廃棄物となっている。 ・廃棄物となりやすい梱包材の使用が多い。
循環利用(再使用 ・再生利用・熱回収)	・委託先における再生処分方法が、変更となる場合がある。 ・混合廃棄物を選別する施設がヤード内に設けられない。 ・プラスチック廃棄物を再利用できるの受け入れ先がない。
減量化	・木くず用（繊維くず）の焼却受け入れ先が少ない。 ・脱水、乾燥による汚泥の中間処理が進んでいない。
その他	・県外工事、小規模工事の場合、契約時における委託先の事前調査が十分なことがある。 ・発注者側（特に民間）の廃棄物処分に関する知識が少ない。

(2) 廃棄物処理の計画

①目標年度

令和2年度（計画前々年度）を基準年度とし、中長期的な視点に立った経営及び処理体制の強化を図るため、目標年度は、令和5年度（計画期間3年間）とした。

②将来の事業計画

受注工種により産業廃棄物発生量の変動が大きい建設業の特性に鑑み、廃棄物発生の過程について検証をおこない、発生時点のみならず、設計時や施工方法などを決定する施工計画時までさかのぼった抑制を目指していく。事業概要で記載しているが、工事費の高騰により過去実績の工事費と発生廃棄物量の比率が乖離しており、工事費に対する産業廃棄物の発生量は減少で推移するものとした。請負金額を目標算出の根拠とともにリサイクル率も重点管理項目としたい。

③計画目標値

県などが示す目標も踏まえ、以下の目標を定める。

ア. 発生量（発生量の抑制）

産業廃棄物の発生量を30年度において250t（元請け完工高1億円あたり）とする。

これについて、建設業の特性として受注工事の種類により発生量が大幅に変動することがあり、過去工事実績の平均値から導入した目標値である。

（ただし、目標を達成した年度の翌年度は前年度の発生量以下を目標とする。）

イ. 減量化・循環利用量（減量化・循環利用（再使用・再生利用・熱回収）の推進）

ア. の発生量の抑制は当然であるが、今後当社の最大の目標は、減量化・循環利用率の向上とし、30年度における減量化・循環利用量の目標を1%以下にしていく。

ウ. 最終（埋立）処分量（最終処分量の削減）

埋立による最終処分量を最終的にゼロとすることが理想であるが、これを実現するためには減量化や循環利用を一層進めることにより、段階的に最終処分量を削減する必要がある。このため、最終処分量の目標を次のとおり設定する。また、発生抑制、減量化、循環利用を進めることにより、5年度において目標を5トン（1%未満）とする。

表7 産業廃棄物の循環利用量等の計画目標値

単位：t/年

項目	令和4年度実績	令和5年度目標量	計画最終年度（令和5年度）目標量	増減量（対令和2年度比）
発生量	651.77t	1900t	1750t	150t
減量化・循環利用量 (減量化・循環利用率)	616.56t (94.60%)	1875t (99%)	1745t (99%)	150t
減量化量	0t	15t	0t	0t
循環利用量	616.56t	1900t	1745t	155t
最終（埋立）処分量	35.21t	10t	5t	5t

削減コスト	5 %のコスト低減
-------	-----------

*年度目標量については、当初の計画策定年度である21年度実績3.5t/1,000,000円（元請け完工高当たり）を基準として2.5t/1,000,000円（元請け完工高当たり）を想定している。発生量は完工高及び工事種別により増減するが、減量化・循環利用の計画、手順を重視して目標達成を図る。

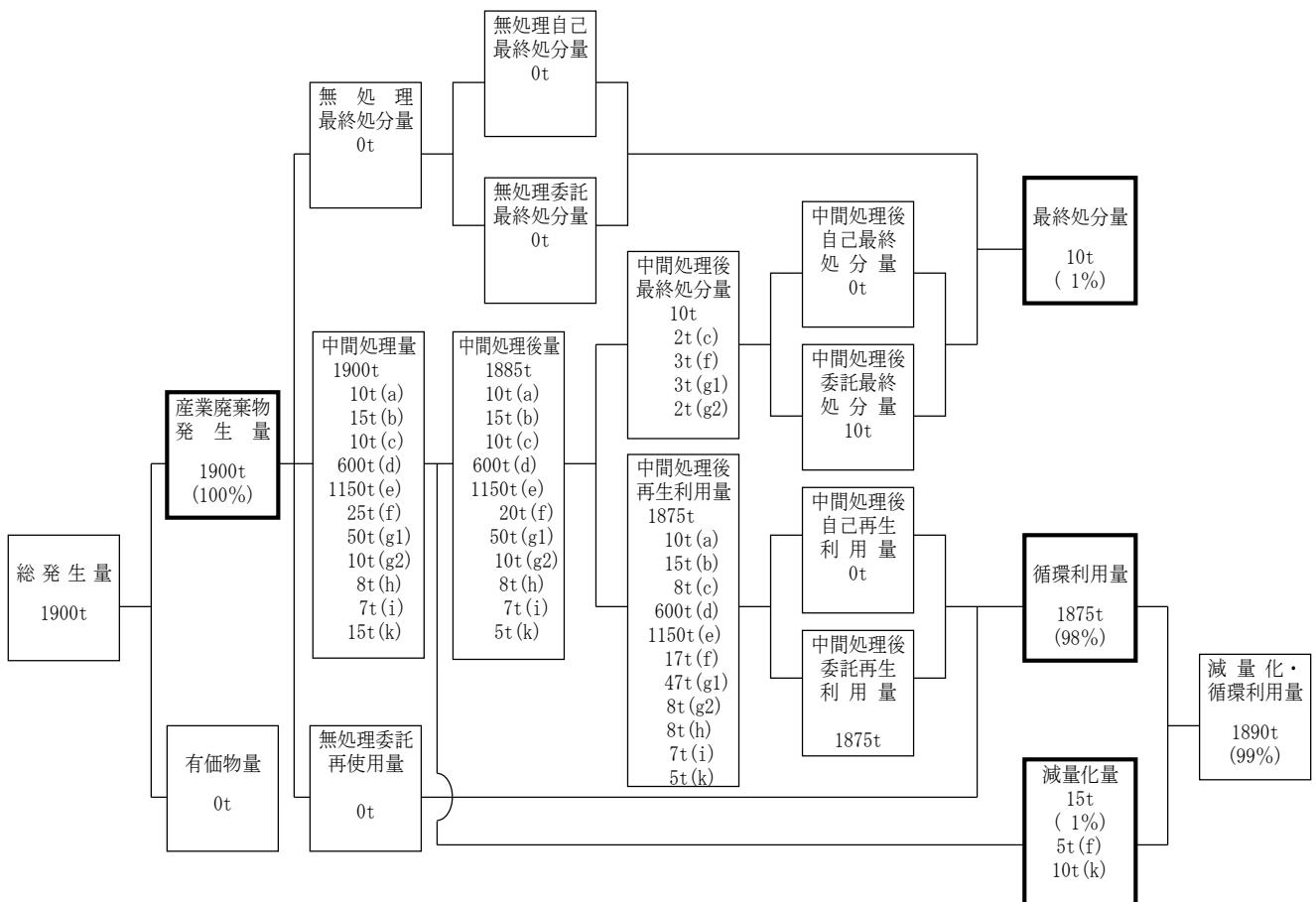


図2 産業廃棄物処理の目標のフロー（令和4年度目標）

④目標達成に向けた取り組み

汚泥、木くず、混合廃棄物及び廃石綿（特別管理産業廃棄物）は、処理業者に委託しているが、最終処分場の逼迫により、処理コストが高くなっている。従って、産業廃棄物の発生抑制、分別、減量化、循環利用の強化が急務となっている。

新築工事の設計・施工計画の策定にあたっては、廃棄物の発生抑制の観点に立って使用する材料及び工事方法を検討採用する。さらに、再生利用を図るために、作業所内での分別=発生時点での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。

解体工事にあっては、建設リサイクル法及びその基本方針に基づき分別解体を実施し、混合廃棄物の発生を抑制する。

今後、解体工事が増加する見込みであり、発生量も完工高比において当然増加していく。

3年度以降の目標値の策定においては、従来の工事種別構成を勘案して事業計画を制定する。

表8－4 減量化、循環利用の目標達成に向けた具体的な対策

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。 <ul style="list-style-type: none"> ア. PCコンクリート工法（現場での打設でなく、事前に工場で成形したコンクリート材料を利用する工法）の採用によりコンクリートくずの発生を抑制する。 イ. 鉄筋コンクリート等構造型体枠の材質を木製から鋼製に変更し、繰り返し使用することより型枠ごみの発生を抑制する。 ウ. 軟弱地盤における地下工事の工法を改善し、汚泥の発生を抑制する。 エ. 工場で建築資材を加工し、現場での端材発生を抑制する。 ②施工材料の搬入数量を適正に管理する。 ③再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。
減量化	<ul style="list-style-type: none"> ①木くず等の中間処理による減量を図る。 ②汚泥の脱水を強化し、最終処分量を減少させる。
循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ①コンクリートくず、ガラスくず及び陶磁器くずは骨材等として再生利用する。 ②木くずは合板用チップ等に再生利用する。 ③金属くずは、再生利用のための分別を徹底する。 ④作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。 ⑤再生資材の使用を具体的に規定する。（再生骨材、再生ボードの使用など） ⑥汚泥は再生利用制度の活用により直接再生利用するための推進する。 ⑦国、県が推進する産業廃棄物再生情報利用情報ネットワークに参画する。 ⑧財団法人建設総合情報センターの建設副産物情報交換システムに登録する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①新規の取引処理業者の選定・契約にあたっては、本社・作業所共同で委託先の現地調査を事前に実施する。 ②二者契約を徹底し、適正な委託料金を確保する。 ③委託処理状況の確認は、本社と作業所が協力して定期的に実施する。 ④マニフェスト伝票の管理を徹底する。電子マニフェスト導入を検討する。

⑤管理体制の強化

ア. 管理体制（全体）

社内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織（環境管理委員会）を編成する。これには、社長、部課長、作業所長が常時参加する。

本社は、各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導する。

イ. 管理体制（作業所）

作業所管理者は、作業所における廃棄物管理組織を整備し、定期点検を実施するなど日常管理の徹底を図る。

ウ. 管理方法

廃棄物管理規程を整備し、これに基づき廃棄物を適正に管理する。

エ. 廃棄物処理に関する教育

発生抑制、減量化、循環利用及び関係法令に関する教育を行う。また、関連会社の教育、研修も強化する。

5. 関連推進事項

(1) 環境管理・監査システムの導入・構築

本社における環境管理・監査システムの導入を検討する。具体的には「ISO14001」の認証取得に取り組む。

(2) 自主管理基準の設定

本社における自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。

(3) 情報の公開

従業員の環境意識の向上に努め、「環境にやさしい企業」として企業イメージの向上を図とともに、地域住民に対し環境情報の開示に努め、理解を深める。

(4) ゼロエミッション化

より一層の発生抑制、循環利用を進め、将来的には埋立処分量をなくし、ゼロエミッション化を図る。

(5) グリーン購入の推進

グリーン購入ガイドラインに基づき、再生品の利用など、環境への負荷の少ない製品の購入（グリーン購入）に努める。

(6) 環境会計の導入

環境保全に係る投資とその効果を定量的に比較した環境会計の導入を検討する。